

## 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成20年			平成21年		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	99	99	0	99	100	0
その他	6,250	6,484	233	6,210	6,483	272
合計	6,350	6,583	233	6,310	6,583	272

※(注)有価証券の時価は1月末日における市場価格等に基づく時価としています。

※(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、百万円未満については「0」で表示しています。

## 社会的責任 と 貢献活動

当JAは、営農・金融・共済・経済などの各事業を通じて農業者の経済的社会的地位の向上をはかるとともに、広く経済・社会の健全な発展に資するべき使命をもっています。社会的責任と公共的使命が負託されていることを認識し、積極的に社会貢献に努めています。

- 大正琴、フラワーアレンジメント、社交ダンスなどのサークル活動や健康教室の開催
- 管内小学校の学校田等栽培指導支援、当JA施設見学の受入
- クリーン作戦などの地域の清掃活動や環境問題への取り組み(ISO14001認証取得)
- 管内6ヶ所の農産物直売所の設置
- ローン相談会、農業税務研修会の開催
- 年金友の会や共済「かがやきの会」などの利用者の皆さんからなる友の会などのネットワーク活動
- JA広報誌「てん、てん、てん」、コミュニティ誌「別冊310通信」の発行やホームページによる情報提供

# 平成21年度 JA越後さんとうの経営内容

## ミニディスクロージャー誌

概要(平成22年1月31日現在)

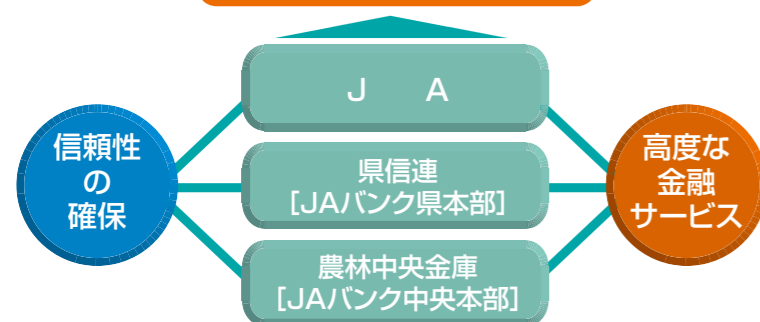
本店所在地	新潟県長岡市大野249番地
設立	平成13年2月1日
総資産	87,987百万円
出資金	2,782百万円
組合員数	9,824人(正組合員 6,682人、准組合員 3,142人)
職員数	311人(うち臨時職員42人)

## 安心バンク、JAバンク

万全の体制で組合員・利用者みなさまに、より一層の「安心」と「便利」をお届けします。

### JAバンクシステム

組合員・利用者みなさま



「JAバンクシステム」とは、JA・県信連・農林中央金庫が一体となって、「信頼性の確保」「高度な金融サービスの提供」を2本柱に掲げ、「便利で、安心な」金融機関としてご満足いただけるサービスを提供していくシステムです。

### JAバンク・セーフティーネット

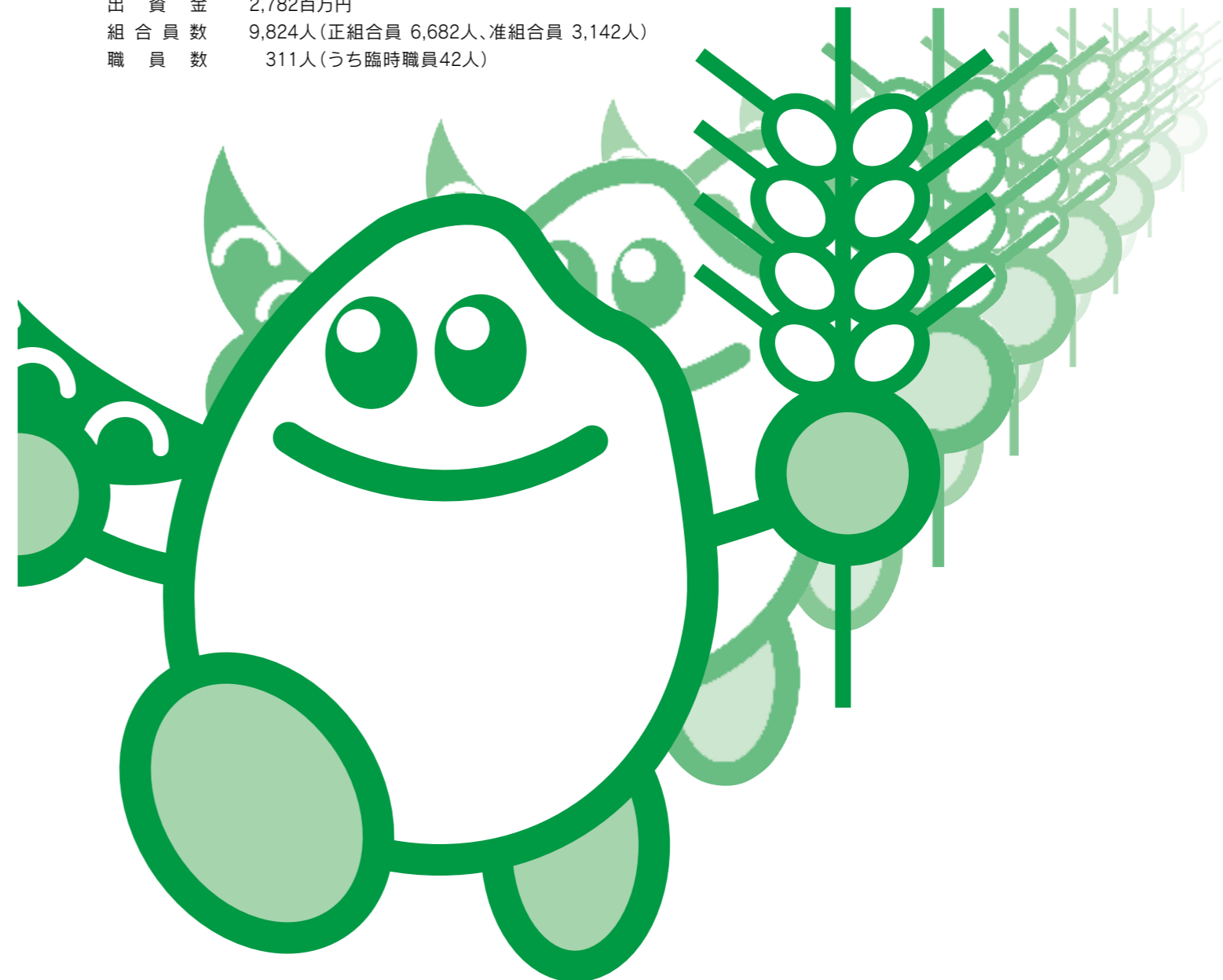
#### 貯金保険制度

- 貯金者を保護するための国の公的な制度で、貯金保護の範囲は「預金保険制度」と同じです。貯金業務を取り扱う全てのJA・県信連・農林中央金庫などが加入しています。

#### 破綻未然防止システム

- 全国のJAバンクが協力して個々のJAを支援する、独自の制度である「相互援助制度」を一層充実・強化しています。
- 「破綻未然防止システム」とは、JAの経営状況のチェック(モニタリング)、経営改善への取り組み、「JAバンク支援基金」によるサポートを行う仕組みです。

「JAバンク・セーフティーネット」とは、公的制度である「貯金保険制度」と、JAバンク全体で経営健全性を確保する取り組みである「破綻未然防止システム」によって、組合員・利用者みなさまにより一層の安心をお届けする仕組みです。



越後さんとう農業協同組合

〒940-2305 新潟県長岡市大野249番地

電話番号 0258-41-2880(代表)

URL <http://ja-echigosantou.or.jp>

# 経営理念

## ●環境に優しい未来農業をめざして

環境保全型農業の振興を通じて、安心・安全な農産物の生産と緑豊かな地球環境を守り、人と自然の調和を図り、自然やゆとりのある地域社会の創造をめざします。

## ●地域とともに、地域社会との共生

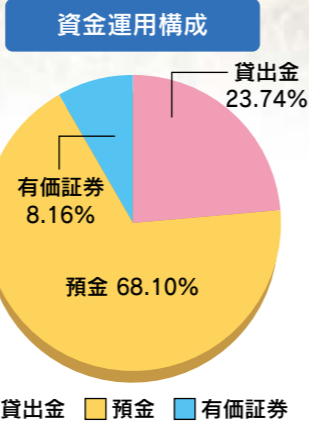
協同と相互扶助の精神に基づき、地域協同組合として組合員はもとより地域住民の多様なニーズに対応することにより地域とともに発展する、地域に開かれたJAとしての事業・運営方式に取り組みます。

## 主要勘定残高の状況

(単位：百万円)

	平成19年	平成20年	平成21年
貯金	78,472	80,267	79,069
貸出金	13,521	16,216	19,145
預金	60,242	59,058	54,916
有価証券	6,100	6,584	6,583

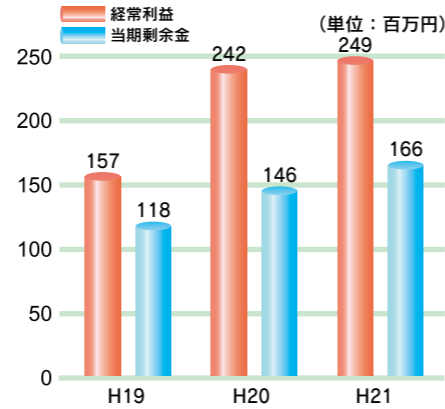
貯金残高は、厳しい経済状況を反映して前年度対比11億円（1.5%）減少し、貸出金については前年度対比29億円（18%）増加しました。有価証券は、安定的な収益確保と長期的な安全運用を目的に定期的に購入しています。



## 収益の状況

(単位：百万円)

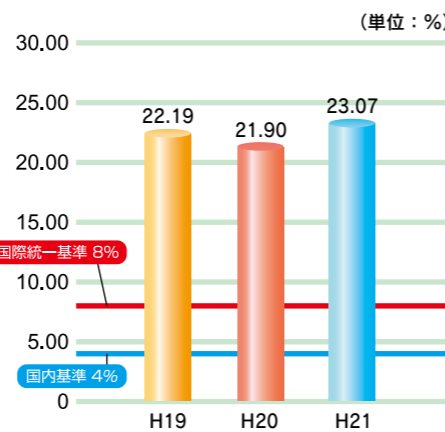
	平成19年	平成20年	平成21年
事業総利益	2,303	2,286	2,201
信用事業利益	547	530	608
経常利益	157	242	249
当期剰余金	118	146	166



## 自己資本比率の推移

(単位：百万円)

	平成19年	平成20年	平成21年
自己資本総額(A)	5,951	6,038	6,155
リスク・アセット(B)	26,811	27,568	26,670
自己資本比率(A)/(B)×100	22.19%	21.90%	23.07%



自己資本比率とは、リスク・アセットに対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標です。当JAの自己資本比率は23.07%と、国内基準4%および国際統一基準8%を大きく上回っており、健全でご安心していただける財務内容となっております。

平成19、20年度について、オペレーショナル・リスクおよびリスク・ウエイトの訂正により、リスク・アセット等および自己資本比率を再度算出して修正しました。

## 自己資本比率の算出方法

出資金や利益準備金等の自己資本の総額を「分子」に、損失が発生する可能性のある資産の総額（リスク・アセット）を「分母」として計算しています。  
 ※リスク・アセットとは、資産を危険度によるウエイトにより資産を再計算した額の総額です。  
 (例：現金、国債等はウエイト0%、農業信用基金協会保証付貸出はウエイト10%となります。)

※(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、百万円未満については「0」で表示しています。

## リスク管理債権残高

(単位：百万円)

	平成20年	平成21年	増減
破綻先債権	21	2	△18
延滞債権	266	223	△43
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	19	14	△4
合計	307	240	△66

リスク管理債権とは、元本、利息の返済が正常でない貸出金の総称であり、いわゆる不良債権のことです。貸出金の伸長や不良債権処理を進めた結果、リスク管理債権比率（対貸出金）は前年度対比0.64ポイント改善し、1.25%となりました。

## 用語の説明

- 破綻先債権** 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。
- 延滞債権** 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。
- 3ヶ月以上延滞債権** 元本又は利息の支払が約定日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く。)です。
- 貸出条件緩和債権** 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権を除く。)です。

## 金融再生法開示債権と保全の状況

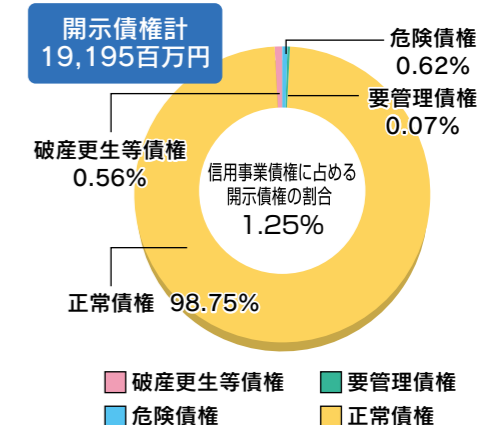
厳格な自己査定により、貸出金等資産の回収の危険性または価値の毀損の度合いの程度に応じて担保・保証の保全のない債権については、資産の償却・引当基準に基づき適正に引当処理を行っています。

(単位：百万円)

自己査定と保全の状況					金融再生法開示債権		リスク管理債権	
債務者区分	残高 A	担保等保全額 B	貸倒引当金 C	保全率 (B+C)÷A	区分	残高	区分	残高
破綻先	2	59	52	100.00%	破産更生等債権	107	破綻先債権	2
実質破綻先	108						延滞債権	223
破綻懸念先	142	111	25	96.59%	危険債権	118	3か月以上延滞債権	0
要 注 意 先 (うち要管理債権)	(14)	(2)	(0)	(17.09%)			要管理債権	14
要 注 意 先 要 管 理 先	19	6	0	31.66%	小計	240	合計	240
その他要注意先	443				正常債権	18,955		
正常先(地公体等を含む)	19,560						合計	19,195
合計	20,276							

## 用語の説明

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権** 破産、会社更生、特別清算等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権** 債務者が経営破綻の状況には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権** 3ヶ月以上延滞債権及びそれ以外の貸出条件緩和債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く)です。
- 正常債権** 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして前段の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。



※(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、百万円未満については「0」で表示しています。